

(2)(3)は中世のものである。(2)は土坑群の一つから、(3)は中世包含層から出土している。どちらも上部に多数の「鬼」、その下に「急々如律令」と書かれた呪符木簡である。

本遺跡は多時期にわたる営みの中で、地方の要地として繁栄してきた。特に律令期においては、中央と変わらぬ遺物をみることができる。地理的にも交通・流通の中心地となり得る地域であり、中央と近い関係をもつていたとも考えられる。官衙とするには早急かもしないが、その可能性は大いにあり、さらには『延喜式』にみえる「蒲原津」との関係も今後の課題とするところである。

なお、积文は国立歴史民俗博物館の平川南氏によるものであり、関連資料についてもご教示いただいた。

(渡辺ますみ)

新潟・的場遺跡

所在地

新潟市小新字的場

1 所在地

新潟市小新字的場

2 調査期間

一九八九年(平1)八月～一月、一九九〇年四月～一〇月

3 発掘機関

新潟市教育委員会

4 調査担当者

小池邦明・藤塚明・本間桂吉

5 遺跡の種類

漁撈性集落・官衙様遺跡

6 遺跡の年代

三世紀及び八～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

的場遺跡は、新潟市の市街地(旧新潟町・沼垂町)の南西約7km、

現海岸線から約4km内陸の

新潟平野最低湿地内の砂丘

上に位置する。

遺跡の立地する砂丘の周



(内野・新潟)

辺には信濃川の本流・支流のほか多くの潟湖が点在し、近年まで舟運を主要な交通手段としていた。また遺跡成立時から既にアシ・マコ

モなどが繁茂する低湿な環境であったことが調査により確認されている。その後、地盤沈下により、砂丘頂部（標高1m強）以外は標高マイナス一・五m前後の湿地となっていた。

的場遺跡の調査は土地区画整理事業に伴うもので、事前の試掘調査による遺跡推定範囲一三一〇〇m²のうち、遺跡の西側部分四五三〇m²を調査した。調査範囲の標高は〇m～マイナス五mである。

遺構は、大型の掘立柱建物、土坑、杭列などが砂丘北斜面の標高マイナス三m前後の平坦面より集中して検出された。

遺物には、須恵器・土師器・灰釉陶器・綠釉陶器・製塙土器など整理用コンテナ約七〇〇箱のほか、本遺跡の性格を示唆する遺物として、八〇〇〇点を越える管状土錐や木製浮子、大形石錐、木製網針などの漁撈関連遺物、銚帶金具（丸軸・巡方・鉈尾・刺金・弦状金具）、銅製大刀足金物、銅鈴、和同開珎二二点、神功開宝一点、紡錘車、手斧、刀子などの金属製品、木製祭祀具（人形・馬形・舟形・刀形・刀子形・斎串・箸形など）、梳櫛、檜扇、木沓、下駄、独楽、琴柱、櫂などがある。

文字資料には、木簡五点、墨書土器約三〇〇点の他、漆で杯底部などに単純な記号を施したものや、管状土錐に「大」「×」と刻書したもののが数点あるが、地名・官衙名を記したものはない。

木簡は全て遺跡西端にある沢部の腐植層中より、前述の木製祭祀具、木沓、下駄、独楽、和同開珎、神功開宝、銚帶金具、大刀足金

物、墨書土器などとともに出土している。

木簡の年代は腐植層出土土器の年代観から、八世紀前半から九世紀中葉と考えられる。

本遺跡は古墳時代初頭に短期間存続したあと、四世紀以上にわたる途絶期間をへ、八世紀前半に再び成立する。遺跡周囲の環境と漁具の量、農耕具とみられる遺物がないことなどから、一般的な農耕を基盤とした集落とは考えにくい。水産業を中心とし、関連する物資管理の遺跡の可能性が高く、後掲の木簡(2)から対エミン政策との関連性も考えられる。また、律令祭祀が行なわれていたことも考えあわせ、本遺跡の成立及び運営への官人の強い関与が想定される。

8 木簡の糸文・内容

文字・墨痕の認められたものは五点あり、これらのうち判読できた四点について記す。

(1) 「
枚人鮎
□□
□□

(142)×(19)×5 019

(2) 犬食 犬食 犬食 犬食

(185)×20×7 081

(3) 「□□町九百五十六文
□町三□六百廿□文
〔貢カ〕
〔五カ〕

(151)×22×10 019



(4) 丹
部分一千三百八十八隻

(309) × (12) × 5 081

(1)の「松」は「杉」の異体字で松人という人の鮭という意味とみられる。『延喜式』には、越後国が庸・調・中男作物・諸国貢進御贊年料として鮭及び鮭の加工品を納めることが規定されており、本簡により九世紀中葉には越後で鮭漁が行なわれていたことが確認された。なお、木製浮子のうち大型のものは、これが内水面で用いられたものとすると、その形態・寸法の民具例との一致から、鮭網の浮子である可能性が高い。(2)は夷狄に与える食糧という意味と見

られる。越後国司は、陸奥・出羽両国司とともに夷狄に対しても「饋給」を行なうこととされている(養老職員令大国条)。また陸奥では正月と五月の一節に「俘饗」に用いる食料を獲得するため、しばしば「狩漁之類」(類聚三代格)貞觀一八年六月一九日太政官符を行なつてゐることから、(1)及び魚の数量を記したと見られる(4)と関連づけることも可能である。(3)は何かの値を列挙したものである。「町」が田畠の面積の単位であった場合、(2)と関連づけて狄俘のための佃などの賃租と見ることも可能である。

なお、本簡の判読は、国立歴史民俗博物館の平川南氏、新潟大学の小林昌一・熊田亮介氏に依頼し、国立歴史民俗博物館の赤外線テレビカメラ装置によつて行なつた。

9 関係文獻

新潟市教育委員会「的場遺跡発掘調査概要」〔一九八九年度埋蔵文化財発掘調査報告書〕
一九九一年)

(本間桂吉)